

大阪府立成人病センター整備事業

業務要求水準書

(I 総則)

平成 24 年 37 月 309 日
地方独立行政法人大阪府立病院機構

目 次

I	総則	1
第 1	基本的事項	1
1	整備の目的	1
(1)	基本的な考え方	1
(2)	新成人病センターの果たすべき役割	1
第 2	本要求水準書の位置付け	2
第 3	本要求水準書の共通事項	3
1	本事業において S P C が果たすべき役割	3
2	事業の実施にあたっての要求事項	3
(1)	資格	3
(2)	業務従事者	3
(3)	実施運営	4
(4)	不具合などへの対応	4
(5)	緊急時の対応	4
(6)	安全の確保	4
(7)	業務実施日及び実施時間	4
(8)	申請等の手続き業務	4
(9)	患者の行為による損傷	54
(10)	不測の事態への対応	5
3	準拠事項	5
(1)	遵守すべき法令など	5
(2)	適用する図書など	7
(3)	優先順位	7
4	用語の定義	7
(1)	新成人病センター	7
(2)	新成人病センター施設	7
(3)	新成人病センター施設等	8
(4)	連絡通路	8
(5)	共同駐車場	8
(6)	敷地	8
(7)	事業予定地	8
(8)	運転・監視	8
(9)	点検	8
(10)	保守	8

(11)	修繕.....	8
(12)	更新.....	8
(13)	休日.....	8
(14)	平日.....	9

I 総則

「大阪府立成人病センター整備事業業務要求水準書」（以下「本要求水準書」という。）は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）が、大阪府立成人病センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業で決定された落札者の出資により、本事業を遂行するために設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）に要求する業務の水準（以下「要求水準」という。）を示すものである。

また、本要求水準書の要求水準は事業期間にわたって遵守しなければならない。

第1 基本的事項

1 整備の目的

(1) 基本的な考え方

新成人病センターは、『がんの征圧』を使命とし、「がん医療日本一」を目指す。がん医療の進展に対応した機能強化を図り、難治性がんを中心とする高度先進的ながん医療の充実、がん医療の専門人材の育成強化による府域のがん医療の均てん化、がん患者や家族に対する支援機能の強化などを推進し、がん医療の基幹病院としてがん医療をリードする役割を果たしていくため整備を行う。

(2) 新成人病センターの果たすべき役割

ア 新成人病センターの使命

新成人病センターは『がんの征圧』を使命とし、建替えによる機能拡充により「がん医療日本一」を目指す。

イ 新成人病センターの役割

新成人病センターは、「特定機能病院」及び「都道府県がん診療連携拠点病院」として、がんと循環器疾患に対する高度先進医療の実践など先進的な役割を果たしていく。

(ア) がんと循環器疾患に対する高度先進医療及び全人的医療の実践

(イ) 府のがん対策推進の中心的役割

(ウ) 府域のがん医療水準の向上

ウ 新成人病センターに求める機能の充実

新成人病センターは、その使命・役割を果たすため、以下の機能の充実を図ることを目的とし整備を行う。

(ア) 難治性がんを中心とする高度先進的ながん医療の充実

(イ) 医療の進歩、患者の高齢化に対応した全人的医療の推進

(ウ) 新しい診断・治療法の開発

(エ) 人材育成・技術支援機能の強化による府域のがん医療水準の均てん化

(オ) がん対策の企画・評価、大阪府医療施策への提言、情報提供機能の充実

(カ) がん患者や家族に対する支援機能の強化

(キ) 患者アメニティの充実

第2 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、SPCが本事業を遂行するにあたっての具体的な規程であるとともに、本要求水準書に定める要求水準を満たすことが本事業の必須条件となるものである。

また、病院機構は本要求水準書の要求水準をSPCのモニタリング時の基準として用い、モニタリングによって、SPCが要求水準を満たしていないと判断した場合は、事業契約書の規定により対価の減額あるいは契約の解除等の措置を行う。

第3 本要求水準書の共通事項

本要求水準書に共通する要求水準を以下のとおり定める。

1 本事業においてSPCが果たすべき役割

- ・新成人病センター職員による医療の円滑な提供を可能とするため、本事業の遂行にあたり、病院機構と迅速かつ円滑な連絡、調整が可能な体制を構築し、連絡、調整にあたっては一元的に対応すること。
- ・新成人病センターの運営の効率化に寄与するという認識の下、本事業の対象となる各業務を包括的に管理するために、各業務ごとに、必要な能力・資質・経験を有する職員を成人病センター内に1人以上、常駐で配置（かかる者が本件事業に含まれる業務を兼務することを妨げない。）し、事業期間にわたり効率的で円滑な業務管理を行うこと。

なお、常駐配置する職員は、代表企業・構成員・協力企業等からのSPCへの出向者、SPCが直接雇用する従業員、および業務受託企業の従業員のいずれであってもよい。また、各業務において実際に業務を実施していない期間においては、当該業務の責任者の常駐は必須ではない。

- ・医療を巡る環境変化等に対応しうる体制を当初から構築するとともに、要求事項の遵守及び要求水準の達成に必要な措置を講じる必要があるときには自主的に対応すること。
- ・火災、地震、風水害及びその他予期せぬ事故など、緊急に対処しなければならない事象が生じた場合に、新成人病センター施設等内の安全確保、危険防止に対応するための体制を構築し運用すること。
- ・患者や家族など来院者の満足度向上のため、良質なサービスを提供すること。

2 事業の実施にあたっての要求事項

(1) 資格

- ・法令により資格を必要とする業務については、有資格者を配置すること。
- ・有資格者には、原則として業務中その資格を証明する証票を携帯、または執務場所等に保管させ、新成人病センター職員などから請求があった場合は提示させること。

(2) 業務従事者

- ・業務内容に応じ、必要な知識と技能を有する業務従事者を配置すること。
- ・業務従事者は、患者や家族などの来院者や新成人病センター職員などと接する際は、懇切、丁寧に対応すること。
- ・業務従事者は、患者のプライバシーや人権を尊重した言動を取ること。
- ・業務従事者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本件の業務に従事しなくなった後も同様とする。
- ・業務従事者には、事前に病院機構に届出を行った制服及び名札並びに必要な応じて記章又は腕章などを着用させること。なお、制服は、SPCから業務を受託する協力企業などの制服でも差し支えない。施設整備業務従事者については、当該業務従事者であることが認識できる標識の着用をもって制服及び名札の着用に代えることができる。

- ・法令に定める健康診断などを実施し、業務従事者の健康管理に努めること。
- ・業務従事者に対し、業務の遂行、個人情報の保護及び人権啓発などに必要な教育や研修を実施すること。

(3) 実施運営

- ・病院機構が新成人病センター運営にかかる業務を別途委託する全ての業者と綿密な連携を図り、誠意を持って連絡、調整に当たること。
- ・本事業の対象となる各業務に関する責任の所在を明確にし、業務の実施状況を常に確認、把握すること。
- ・人員配置の工夫やノウハウの活用により、本事業の対象となる各業務を効率的に実施すること。
- ・患者主体の病院としての機能に鑑み、事業期間にわたり常に本事業の対象となる各業務を確実に安定的に実施すること。

(4) 不具合などへの対応

- ・建物や設備に不具合が発生した場合は、迅速かつ適切に対応すること。特に、医療行為や研究業務に支障をきたす問題が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じること。
- ・クレームが発生した場合は、原因を調査・分析し、病院機構に報告するとともに、再発防止の措置を講じること。その結果、業務実施方法などを見直した場合は、業務実施計画書（業務マニュアル）に反映させること。

(5) 緊急時の対応

- ・新成人病センター施設等内の破損、火災、地震、風水害及びその他予期せぬ事故など、緊急に対処しなければならない事象が生じた場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、関係機関と連絡、調整を行い、速やかに病院機構に連絡すること。
- ・業務中に異常な事態を認知した場合は、直ちに病院機構に連絡すること。

(6) 安全の確保

- ・業務の実施にあたっては患者の安全を最優先し、危険防止のために必要な措置を講じること。また、危険を伴う作業においては必要な安全措置を講じ、事故防止に努めること。
- ・業務に使用する設備・機器については、事前に十分な点検・整備を行い、安全を確認すること。

(7) 業務実施日及び実施時間

各業務について個別に定める場合を除き、病院機構と協議のうえ、医療・研究に支障のない日及び時間又は時間帯に業務を実施すること。

(8) 申請等の手続き業務

- ・本事業の実施に伴い、関係法令等の規定により必要な各種申請及び届出にかかる業務は全てSPCが行うこととし、これにかかる費用も全てSPC負担とする。
病院機構は、SPCから要請があった場合、当該業務に必要な資料の提供などの協力を行う。
- ・病院機構自らが法令等による届出、補助金及び交付金等申請などを行う場合、病院機構において作成しなければならないものを除き、届出書類及び資料の作成などに関して支援すること。

- ・その他、個別の各項目に定めがある場合はそれに従うものとする。

(9) 患者の行為による損傷

患者、患者家族、新成人病センター職員等の行為により施設や備品が損傷した場合は、本要求水準書において特に仕様を示していないもので通常備えるべき性能を備えていない等、SPCの責に帰すべき事由がある場合を除き、病院機構の負担により復旧する。ただし、SPCは出来る限り被害や損傷の拡大防止に努めること。

(10) 不測の事態への対応

SPCは、業務を受託した協力企業が当該業務を実施することが困難となった場合にも、業務を継続して実施するために必要な措置を予め講じておくこと。

3 準拠事項

(1) 遵守すべき法令など

本事業の実施にあたり遵守すべき法令などは以下に示すとおりである。

なお、関係法令に基づく許認可などが必要な場合は、SPCの負担によりその許認可などを取得しなければならない。

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法：平成11年法律第117号）
- ・医療法（昭和23年法律第205号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・薬事法（昭和35年法律第145号）
- ・老人保健法（昭和57年法律第80号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（昭和17年法律第18号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・河川法（昭和39年法律第167号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法：平成12年法律第104号）

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法：平成 18 年法律第 91 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壌汚染防止法（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
- ・大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年大阪府条例第 1 号）
- ・大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）
- ・大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）
- ・大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号）
- ・大阪市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 93 号）
- ・大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成 22 年大阪市条例第 4 号）
- ・大阪市火災予防条例（昭和 37 年条例第 14 号）
- ・大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施（技術）基準（平成 22 年 4 月 1 日）
- ・その他、本事業に係る法令等（施行令、条例、規則等を含む。）

(2) 適用する図書など

本要求水準書に記載がない事項については、以下の図書などの基準などに準拠すること。

なお、技術革新などに伴い、病院機構が必要と認めた事項（工法、設備機器、検査方法など）については、各基準などが示す仕様以外の仕様とすることができるものとする。

- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（建設省住宅局建築指導課監修）
- ・構内舗装排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築保全業務共通仕様書（(財)建築保全センター）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備計画基準（国土交通大臣官房営繕設備・環境課監修）
- ・建築物のライフサイクルコスト（国土交通大臣官房営繕部監修）
- ・昇降機耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター編集）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例設計マニュアル（誘導基準を適用すること。）
- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
- ・J I S T 1 0 2 2 病院電気設備の安全基準

(3) 優先順位

病院機構が本事業の入札に関し配布する一切の資料は相互に補完するものとする。

ただし、内容に相違がある場合は、次の優先順位により適用するものとする。

- ア 入札説明書などに関する質問回答書
- イ 入札説明書
- ウ 本要求水準書
- エ 適用する図書など

4 用語の定義

(1) 新成人病センター

本事業により整備される施設等の運営を行う組織全体をいう。

病院、がん予防情報センター及び研究所により構成される。

(2) 新成人病センター施設

本事業により整備する、病院、がん予防情報センター及び研究所の建物及び付帯設備全てをいう。

(3) 新成人病センター施設等

本事業により整備する新成人病センター施設、外構施設等、連絡通路、市道大手橋線歩道拡幅部分、及び別途大阪府が街区中通りとして整備する歩行者空間のうち新成人病センター敷地内の部分をいう。

(4) 連絡通路

大阪市営地下鉄（以下「地下鉄」という。）谷町四丁目駅からの来院者用動線として、大阪府庁新別館（以下「新別館」という。）地下 1 階レベルから新成人病センター敷地内地上部まで接続する連絡通路をいう。

(5) 共同駐車場

大阪府警察本部と病院機構が共同で大手前地区に整備する「大阪市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に規定される指定共同駐車場をいう。

設計及び施工は大阪府が別途発注し、維持管理は大阪府警本部が行う予定である。

(6) 敷地

建築基準法に定義する一団の土地をいう。特記なき限り要求水準書内で「敷地」と記載がある場合は、新成人病センターの敷地を示す。

(7) 事業予定地

敷地、敷地に接する市道大手橋線歩道部分及び大阪府庁新別館敷地内の連絡通路整備部分をいう。

(8) 運転・監視

施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。

(9) 点検

新成人病センター施設等の損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

(10) 保守

点検結果に基づき、新成人病センター施設等の機能回復又は危険防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業をいう。

(11) 修繕

新成人病センター施設等の劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を、その規模や程度にかかわらず初期の水準又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替えなどは除く。

(12) 更新

新成人病センター施設等の劣化した部位・部材又は機器などを、その規模や程度にかかわらず新しいものに取り替えることをいう。

(13) 休日

次に掲げる日をいう。

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(14) 平日

- ・ 休日以外の日をいう。